

共益活動型一般社団法人 マザーiLAND189 2026年 1月度「基金」募集要項（案）

● 基金の目的

レジリエンスと CSR&CSV 経営の発展に資するべく、共益事業として、社会的弱者が安心して暮らせる社会の構築に寄与する為のものである。

この基金は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第 131 条に規定するもので、「一般社団法人に拠出された金銭その他の財産」であって、当社団解散時には「当該一般社団法人が拠出者に対して返還義務を負うもの」です。

なお、「基金の返還に係る債権には、利息を付すことができない」ものとなっており、剰余金の分配を目的としないという一般社団法人の基本的性格を維持しつつ、その活動の原資となる資金を調達し、その財産的基礎の維持を図るための制度です。

● 基金の使途

当法人が実施する各種事業及びその実施に必要な業務に関する資金・経費。

● 基金の総額

1, 000万円（1千口）

※1口（1万円）以上でお申込みください。

● 基金の募集スケジュール

基金引受けの申し込み	令和8年1月1日（木）～令和8年3月31日（火）
基金割当て金額の通知	令和8年1月1日（木）まで
基金拠出の履行期間 (金銭の払込み期間)	令和8年1月8日（木）～令和8年3月31日（火）

※本基金は、当該一般社団法人の有料会員募集と併せ、広く支援者に対する募集も予定しております。

● 基金引受けの申し込み

別紙「基金引受申込書」に必要事項を記載のうえお申込みください。

● 基金払込み（銀行振込み）の取扱い場所

銀行名	三井住友銀行 トランクNORTH支店 (403)
口座名	一般社団法人 マザーiLAND189 代表理事 山田 千穂
預金科目	普通
口座番号	0349858

● 基金の拠出者の権利に関する規定

1. 当法人の基金は、当法人が解散するまでは返還しません。
2. 拠出者より払込みのあった基金は、基金拠出者からの預金とし、当法人の定款の定めに従って拠出者に返還されます。
3. 基金の返還に係る債権には利息を付しません。
4. 基金の拠出者は、基金の返還に係る債権を理事会の承認なしに他に譲渡しまたは担保に供してはなりません。
5. 基金の拠出者は、当法人の運営につき議決権その他の権限を有するものではありません。

● 基金の返還の手続き

基金拠出者に返還する基金の総額については、定時社員総会の決議のうえ、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第141条第2項に規定する限度額の範囲で行うものとします。また、基金の返還手続きについては、当法人の定款（案）第47条に定める基金取扱い規程によります。

【お問い合わせ先】

一般社団法人 マザーiLAND189
住所：東京都八王子市散田町1-9-11
TEL：（代表携帯）090-6566-8787

<ご参考>

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

第131条（基金を引き受ける者の募集等に関する定款の定め）

一般社団法人（一般社団法人の成立前にあっては、設立時社員。次条から第百三十四条まで（第百三十三条第一項第一号を除く。）及び第百三十六条第一号において同じ。）は、基金（この款の規定により一般社団法人に拠出された金銭その他の財産であって、当該一般社団法人が拠出者に対してこの法律及び当該一般社団法人と当該拠出者との間の合意の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負うものをいう。）

以下同じ。)を引き受ける者の募集をすることができる旨を定款で定めることができる。この場合においては、次に掲げる事項を定款で定めなければならない。

- (1) 基金の拠出者の権利に関する規定
- (2) 基金の返還の手続

第 141 条 (基金の返還)

1. 基金の返還は、定時社員総会の決議によって行わなければならない。
2. 一般社団法人は、ある事業年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該事業年度の次の事業年度に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。
 - (1) 基金（第百四十四条第一項の代替基金を含む。）の総額
 - (2) 法務省令で定めるところにより資産につき時価を基準として評価を行っている場合において、その時価の総額がその取得価額の総額を超えるときは、時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額
3. 前項の規定に違反して一般社団法人が基金の返還をした場合には、当該返還を受けた者及び当該返還に関する職務を行った業務執行者（業務執行理事その他当該業務執行理事の行う業務の執行に職務上関与した者をいう。次項及び第五項において同じ。）は、当該一般社団法人に対し、連帯して、違法に返還された額を弁済する責任を負う。
4. 前項の規定にかかわらず、業務執行者は、その職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、同項の責任を負わない。
5. 第三項の業務執行者の責任は、免除することができない。ただし、第二項の超過額を限度として当該責任を免除することについて総社員の同意がある場合は、この限りでない。
6. 第二項の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、一般社団法人の債権者は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を当該一般社団法人に対して返還することを請求することができる。

一般社団法人マザーリLAND189 基金取扱い規程

(基金の拠出)

第 44 条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めるものとする。

(基金の募集等)

第 45 条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議を経て代表理事が別に定める基金取扱い規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 46 条 基金の拠出者は、前条の基金取扱い規程に定める当法人を解散する日までその返還を請

求することができない。

(基金の返還の手続)

第 47 条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第 141 条第 2 項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第 48 条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

(別紙)

令和 年 月 日

一般社団法人 マザーiLAND189

代表理事 山田 千穂 御中

(申込人)

住所／所在地

氏名／名称

印

基 金 引 受 申 込 書

一般社団法人 マザーiLAND189 の定款、基金取扱規程及び募集要項等の記載事項を承認の上、下記のとおり基金を引受けたく申し込みいたします。

記

1. 引受けようとする口数 _____ 口

2. 引受けようとする金銭の額 _____ 円

以上